

平成26年第11回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年2月27日(金)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成27年2月27日(金) 午前10時30分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
	閉 会	平成27年2月27日(金) 午前11時20分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 8名 欠席 3名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	菊 地 敏	○
	3	奥 山 稔	●
	4	佐 藤 博 幸	●
	5	山 本 俊 栄	○
	6	吉 田 謙 司	○
	7	湯 澤 敏 孝	●
	8	鎌 田 英 樹	○
	9	安 川 和 範	○
	10	黒 川 益 毅	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員		議席番号	6番 吉田 謙 司 8番 鎌 田 英 樹
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長	鎌 田 剛
		事務局次長	橋 田 仁 司
		総務係長	菅 雅 彦
		総務課主査	岩 花 英 樹

平成26年度第11回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、8名であります。定足数に達しておりますので、
ただいまから平成26年度第11回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

6番 吉田謙司君

8番 鎌田英樹君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は、本日一日間
としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書
の決定について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条
第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、利用権設定の案件から総括表に基づき説明申し上げます。2ペー
ジをご覧ください。整理番号11-1ですが 氏から 氏
に貸し付けるものです。この案件については、期限到来による更新の案件
となっております。なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっ
ております。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました賃貸借の質疑を行います。

質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませ
んか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 次に議案第2号「農地法第4条許可申請について」を議題とします。事

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第4条許可申請について」
ご説明申し上げます。

別記第4号様式意見書の書式に基づいて説明申し上げます。6ページを
ご覧ください。当該案件は申請者 で申請地番は
で、転用面積は m²となっております。

転用目的は の建設で、永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。建造物が農業用
施設であり、天塩町農業振興地域整備計画の土地利用計画の変更も済んで
いることから、転用についてはやむを得ないものと考えるところです。

資力については、自己資金で対応することとなっておりますが、預金通帳
の写しが添付されておりますので、問題ないと考えます。その他の区分に
ついては、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

なお、今回の案件については 月の総会において許可になりましたが、
現地点で が困難になったため許可処分の取下げが認められ今回の
総会に諮ることになりました。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり決定されました。

議長 次に議案第3号「農地法第5条許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農地法第5条許可申請につい
て」ご説明申し上げます。

別記第4号様式意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。

22ページをご覧ください。貸主は となっております。借主に
ついては、 となっております。土地については、

となっております。転用面積については、

m²となっております。転用目的は砂利採取で工期は平成27年 月 日
より平成27年 月 日となっております。一時転用であり採取後

は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

菊地 横断図を見ても、どこまでかの埋戻しかわからない。

道路側溝の高さ何mぐらいの高さなのか図面に表示する。

排水関係の位置がわかるように

今後の課題として、5条案件がある場合他の採取業者にも知らせる必要があるのではないか。

議長 指摘された件に対し、他の採取業者にも知らせることでよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 よって本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成27年 2月27日

署名委員

(6 番) 吉 田 謙 司

(8 番) 鎌 田 英 樹